

兵庫県稲美町農業委員会
令和3年5月定例会会議録

1 開催日時 令和3年5月25日（火）13時30分～14時45分

2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室

3 議 事

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」

⇒承認（1件）

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（2件）

報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（4件）

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」

⇒許可（3件）

議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（7件）

議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定

議案第13号「稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）に対する意見について」⇒同意

4 出席委員（14名）

1番・山本恵洋	2番・福田正人	3番・丸山治正	4番・福田 修
5番・坂本英正	6番・大西寿々代	7番・藤本勝彦	8番・丸尾信夫
9番・久保敬治	10番・大西純子	11番・鳴瀬敏雄	12番・松尾芳夫
13番・大村信介	14番・高橋秀一		

5 欠席委員（なし）

6 事務局

局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

5番・坂本英正 委員 6番・大西寿々代 委員

8 議 事

事務局： 定刻が参りましたので、ただいまから令和3年5月定例会を開会い

たします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長高橋が挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席ですので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、5番坂本英正委員 6番大西寿々代委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議事は、既に配付いたしておりますとおり、報告第2号～第4号及び議案第10号～第13号まででございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長： それでは、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町加古字大沢東 田 2, 926 m²

賃貸人： 地元農業者

賃借人： 地元農業者

設定された権利： 利用集積

解約理由： 所有者が自ら耕作するため

解約届出日： 令和3年4月30日

解約成立日： 令和3年4月30日

土地引渡日：令和3年4月30日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は2件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町国安字東（小池南交差点南東、国安グラウンド西）

地目：田（現況宅地）

転用面積：12㎡

申請人：町内在住者

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画：始末書。申請人の居宅を昭和63年に新築したときから、敷地として利用。新たな造成工事を行わない。

専決処理：令和3年4月26日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に、意見、質問がなければ、市街化区域内の農地を住宅用地へ転用する届出で、稲美町農業委員会として、既に令和3年4月26日付けで届出人に受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。
次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町岡字本バタ（岡東集落北端）

地目：田

転用面積：617㎡のうち172.56㎡

申請人：地元農家

転用目的：農業用倉庫

土地利用計画：始末書。平成2年に農業用倉庫を建築。新たに造成工事を行わない。

専決処理：令和3年5月6日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に、意見、質問がなければ、市街化区域内の農地を農業用倉庫へ転用する届出で、稲美町農業委員会として、既に令和3年5月6日付けで、届出人に受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は4件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町国安字東	田(現況 畑)	306㎡
	田(現況 畑)	479㎡
	2筆合計	785㎡

(小池南交差点南東、国安グラウンド西)

移転する権利：所有権

譲渡人：町内在住者

譲受人：不動産業者

転用目的：露天資材置場

土地利用計画：申請地及び隣接の申請人が所有する宅地を進入路として一体利用する。盛土造成後、露天資材置場とする。

専決処理：令和3年4月26日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、露天資材置場への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年4月26日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町国岡6丁目(稲美町役場北)

地 目：田

面 積：4 2 2 m²

移転する権利：所有権

譲渡人：相続により取得した県外在住者

譲受人：宅地建物取引業者

転用目的：分譲住宅

土地利用計画：始末書。盛土、整地し、宅地に造成する。専用住宅2戸。

専決処理：令和3年5月10日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議 長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、分譲住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年5月10日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町国安二丁目 田 7 7 m²

田 4 4 3 m²

2筆合計 5 2 0 m² (国安区画整理地区南端)

移転する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：不動産業者

転用目的：露天駐車場

土地利用計画：盛土、整地、砕石仕上げする。区画は普通車15台。

専決処理：令和3年5月6日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議 長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、露天駐車場への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年5月6日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町六分一字相ノ山（相の山交差点東方）

地 目：田（現況 畑）

面 積：284㎡

移転する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅

土地利用計画：盛土、整地し、宅地に造成する。専用住宅2戸。

専決処理：令和3年5月11日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

議 長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、分譲住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年5月11日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議 長： それでは、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は3件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町和田字高岡（梶ヶ池西方）

地 目：田

面 積：1,449㎡

移転する権利：所有権

譲渡人：相続により取得した町外在住者

譲受人：町外在住兼業農家

所有する農機具：トラクター、田植機、コンバイン、農業用自動車等
各1台

栽培作物：水稻

議 長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は上田委員です。申請地へ入るには隣地に建つ農業用倉庫の横を通行しなければなりません。農業用倉庫と敷地も一緒に買われるということなので、問題ないとの報告をいただいています。

す。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和3年5月20日13時30分～16時15分までの間、4番・福田修農地担当副会長、2番・福田正人委員、9番・久保敬治委員及び事務局2人の5名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

9番・久保委員： 申請地は、給水排水に問題がない農地です。譲受人が取得しても周辺農地の耕作に支障はありません。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在： 稲美町野寺字鬼河原谷（中池・穴沢池の西）

地目： 田

面積： 2,010㎡

移転する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 地元農家

所有する農機具： トラクター 2台、田植機、コンバイン 各1台

栽培作物： 水稲

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大住委員です。現地は譲受人所有の農地1筆と農業用倉庫敷地及び申請地の3筆で一枚ものになっています。従来から譲受人が耕作しており、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

4番・福田修委員： 譲受人は申請地周辺に農地を所有する熱心な農業者です。申請地は、従来から譲受人が管理しており、これからも譲受人が

変わらず耕作する計画ですので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町加古字見谷南（中ノ池東方）

地 目：田

面 積：1, 213㎡

移転する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：地元大規模農家

所有する農機具：トラクター 3台、草刈機 3台、軽トラック、移植機 各1台

栽培作物：水稻・大麦・小麦・野菜・トマト・メロン。譲受地は水稻。

議長：「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は岡本委員です。譲受人は近隣の農地で大規模に耕作しており、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

4番・福田修委員： 譲受人は申請地周辺で手広く農業経営をしている熱心な農業者です。許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定

します。

議長： それでは、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は7件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町岡字東（岡東集落内）

地目： 田

面積： 841㎡

移転する権利： 所有権

譲渡人： 地元農家

譲受人： 地元自治会

転用目的： 公会堂及び露天駐車場

土地利用計画： 南側道路高さまで盛土する。周囲はフェンス設置。出入口は南側道路から、水路は全面蓋架け。雨水は南側水路に放流。汚水は公共下水に接続。別途分筆残の農地への進入用蓋架けも行う。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山本委員です。転用しても隣接農地への給排水に問題はなく、また道路等への影響はない、との報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・久保委員： 申請地は、東が公園予定地、南は水路を介して町道、北と西が譲渡人所有の農地です。この農地への進入口、給排水は確保される見込みです。雨水は水路に放流しますが、汚水は公共下水に流す計画で、農業用水への影響もないと思いますので、転用しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移

動が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町下草谷字西大道（加古川市境付近）

地 目：田

面 積：650㎡

設定する権利：使用貸借権

譲渡人：地元農家

譲受人：地元建設業者

転用目的：露天資材置場及び露天車輛置場

土地利用計画：盛土する。表面は砂利仕上げにつき雨水は自然透過。南側農地との境界法面下部はコンクリート仕上げ。現在使用中の土地3筆と一体利用。

議 長：「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大住委員です。前回転用許可された続きの申請で、雨水は自然透過または西側水路に放流できる見込みです。南に隣接する農地は譲受人の所有であり、問題は起きないとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

2番・福田正人委員： 申請地が農地と接するのは南側だけですが、譲受人の所有なので問題はないと思います。また申請地への出入りには、昨年末に転用許可された土地を通る計画ですので、周辺道路への影響はないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町中一色字黒岡	田	1 7 5 m ²
	畑	8 5 m ²
	2 筆合計	2 6 0 m ²

(西和田集落内、西和田地区特別指定区域の新規居住者の住宅区域)

移転する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：不動産業者

転用目的：新規居住者住宅

土地利用計画：道路高さまで盛土する。隣地境界はコンクリートブロック2段積み。汚水は公共下水に接続、雨水は道路向こう側溝に放流。

議 長：「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。転用し宅地造成したとき、雨水排水の方法が気がりであるとの報告がありましたが、現地で土地利用計画を確認し、道路向側の側溝まで管を埋設するなどして排水するのであれば問題ないとのことでした。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

2番・福田正人委員： 申請地と接する南と東の小さな現況畑は、所有者の同意をもらっています。北と西が宅地、東側の南半分で町道に接しています。造成後住宅の雨水は道路向こうの側溝へ、汚水は下水管に接続する計画ですので、周辺への影響はないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び所有権の移転が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町中一色字新改 (中一色集落内)

地 目：田

面積：487㎡

設定する権利：使用貸借権

譲渡人：相続により取得した町外在住者

譲受人：町外在住者2名

転用目的：分家住宅

土地利用計画：北側道路高さまで盛土する。隣地境界は斜面仕上げ。雨水は北側道路敷設の雨水管に放流。汚水は公共下水に接続。隣接農地は、譲渡人の所有。都市計画法第43条第1項の建築物の新築許可申請書提出済み

議長：「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。以前申請地の排水として使用されていたU字溝が道路整備のときになくなってしまっており、排水の方法が気掛かりとの報告がありましたが、現況より盛土するなら、申請地近接の道路内の柵へ流すことができる見込みなので、問題はな

いとのことでした。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

2番・福田正人委員： 申請地は北が町道、東が里道、西と南は農地で、農地の所有者は譲渡人で、譲受人の母の所有の農地です。雨水・汚水とも北側町道敷設の管に放流する計画ですので、周辺への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号4」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所在：稲美町印南字南場（南場池西）

地目：畑（現況 雑種地）

面積：490㎡

移転する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：町外在住者

転用目的：分家住宅

土地利用計画：始末書。平成27年頃に、建設業を営む親族が申請農地面積の5分の4程度を造成したが。資材置場としてほとんど使用することなく現在に至る。

北側道路高さまで盛土する。隣地境界はL型擁壁を新設。雨水は南側水路に放流。汚水は北側道路敷設の污水管（農業集落排水本管）に接続予定。都市計画法第43条第1項の建築物の新築許可申請書提出済み

議長：「番号5」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は青山委員です。申請地は以前からほぼ地上げされた状態ですが、周辺の農地の耕作に問題はありません。転用が許可されても周辺への影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・久保委員： 申請地は南に雨水の放流が可能な水路があります。また汚水は北側県道敷設の集落排水管に接続する計画です。隣接する農地所有者の同意もありますので、転用を許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号5」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり転用及び所有権の移転が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号6」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号6」

所在：稲美町草谷字相野（三木市境付近）

地目：畑

面積：1,389㎡

移転する権利：所有権

譲渡人：町外在住者2名の共有

譲受人：金属加工業・不動産賃貸業

転用目的：賃貸露天駐車場

土地利用計画：盛土する。表面は砂利仕上げ。北側公道から出入りし、出入口両側はフェンス設置。道路以外の敷地境界3方はU字溝設置。

議長：「番号6」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山口委員です。申請地周囲は転用が進み、申請地のみ農地が残された状態です。転用はやむをえないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

4番・福田修委員： 申請地周辺は転用が進んでおり、申請地の北は公道ですが、工場や資材置場などに囲まれていますので、転用はやむを得ないと思います。転用による周辺への影響は特に無いように思われます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号6」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号6」は申請のとおり転用及び所有権の移転が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号7」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号7」

所在：稲美町草谷字相野（三木市境付近）

地目：畑

面積：574㎡

移転する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：不動産売買・不動産賃貸業

転用目的：賃貸露天車両置場

土地利用計画：道路高さまで盛土する。表面は砂利仕上げ。敷地境界3方はU字溝設置し、北側山林へ放流。

議長：「番号7」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山口委員です。申請地周囲は転用が進み、申

請地のみ農地が残された状態です。転用はやむをえないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

4番・福田修委員：申請地は、南は公道、北は山林ですが、周辺は転用が進んでおり、西は太陽光発電施設、東は中古車置場になっていますので、転用はやむを得ないと思います。転用による周辺への影響は特に無いように思われます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号7」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号7」は申請のとおり転用及び所有権の移転が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する農家数（借受者）：6

利用権を設定する農家数（貸付者）：9

筆数：18筆

面積：29, 235 m²

「明細」

利用権を設定する申請者（借受者）：6

利用権を設定する申請者（貸付者）：9

申請筆数：18筆

申請面積：29, 235 m²

借受理由：経営規模拡大

貸付理由：高齢による耕作困難 5

兼業による労力不足 3

遠距離等による耕作不便 1

議 長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 調査をお願いした農地最適化推進委員は西川委員、大住委員、大西敏晴委員、本川委員、山本委員です。いずれも問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議 長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。
議案第12号「農用地利用集積計画の決定」について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議 長： それでは、議案第13号「稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局： 「軽微な変更」とは、農用地区域から除外するものではなく、農用地区域内の「農地」から「農業用施設用地」へ用途区分を変更するもので、町が決定し県へ報告するものです。

「番号1」

区 域：天満－4

所 在：稲美町岡字緑ヶ岡

面 積：4筆合計 1, 467㎡

地 目：田

用途変更面積：701.73㎡

用途変更の目的：農業用倉庫新築

土地利用計画：倉庫、洗車・作業スペースなど

申請者：地元農家

議 長： 現地調査結果を報告願います。

9番・久保委員： 申請者は自宅近隣の農地を中心に大規模に稲作を行っている農業者です。用途変更する申請地には、乾燥機等を設置する農業用倉庫を建てる他、粃殻集積スペースや農業用機械のメンテナンススペースとして利用される計画です。隣接する農地への影響はないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方、ご意見、ご質問は、ご

ございませんか。

(意見、質問なし)

議長：特に、委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。
議案第13号「稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）に対する意見」について、同意する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長：全員挙手ですので、稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について、原案のとおり異議なく同意いたします。

議長：以上で、本日本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和3年5月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和3年5月25日

議長 高橋 秀一

委員 坂本 英正

委員 大西 寿々代